



環境省報道発表

令和4年5月25日（水）

北海道における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例に係る野鳥監視重点区域の解除について

<北海道同時発表>

1. 北海道斜里町及び羅臼町における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出（野鳥国内23例目を始めとする計12事例）を受け、それぞれ一部が重複する野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視を強化してきました。
2. その後、いずれの区域内においても野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、令和4年5月23日（月）24時に当該区域を解除しました。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局
野生生物課鳥獣保護管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8285
室 長：東岡 礼治（内線 6470）
室長補佐：村上 靖典（内線 6675）
専 門 官：庄司 亜香音（内線 6473）
担 当：宮澤 結有（内線 6477）

■ 経緯

- 令和4年2月14日（月）～5月9日（月）
- ・ 北海道斜里町及び羅臼町で回収された死亡野鳥から計12事例で高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型及びH5N1亜型）が検出（※1）
 - ・ 各事例の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化（※2）
- 5月23日（月）24時
- ・ 4月25日（月）に回収された個体を最後に、いずれの区域内においても野鳥において異常が確認されなかったことから、上記12事例の発生に係る野鳥監視重点区域を解除（※3）

※1 北海道斜里町では野鳥国内23、85例目、羅臼町では野鳥国内25、28、55、59、65、72、84、90、101、105例目（計12事例）となる高病原性鳥インフルエンザが確認されました。

※2 北海道では令和4年2月15日～17日、2月23日～25日、4月21日及び5月13日の計4回、野鳥緊急調査を実施するとともに、その後も野鳥の監視を継続しましたが、野鳥の大量死等の異常は確認されませんでした。

※3 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を1日目として28日目の24時に解除することとしています。

- － 野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする
- － 家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目とする
- － 環境試料（糞便、水等）の場合は、採取日の次の日を1日目とする

また、複数発生で野鳥監視重点区域の範囲が重なる場合は、最後の区域が解除されるときに同時に解除することとしています。

■ 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは令和3年11月11日付けで「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

以上